

# NPO法人千葉盲ろう者友の会 事務局の組織及び運営に関する規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、「NPO法人千葉盲ろう者友の会」定款第56条に基づき、事務局の組織及び運営に関して定める。

## 第2章 事務局

### (事務局の設置)

第2条 この法人に事務局を設置する。

### (事務局の構成)

第3条 事務局は事務局長、会計及び事務局員をもって構成する。

### (事務の所管)

第4条 事務局は、この法人の財務、会計、事務全般と理事会事務局を所管する。

### (事務局員の種別及び定数)

第5条 事務局に次の事務局員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 会計 1人
- (3) 事務局員 定数なし(千葉県盲ろう者支援センター職員含む)

### (選任等)

第6条 事務局長、会計及び事務局員は、理事会において選任し、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

### (職務)

第7条 事務局長は事務局を代表し、その業務を総理する。

- 2 会計は、財務及び収支会計の業務を執行する。
- 3 事務局員は、事務局長の指示に基づき、その業務を執行する。

### (事務局の業務)

第8条 事務局は、定款及び総会、理事会の決定に基づき、理事長の指示を受けてこの法人の事務を処理する。

### (会議の開催)

第9条 事務局は必要に応じて会議を開催する。

- 2 事務局会議開催は、理事長に事前に通知する。
- 3 会議の議長は事務局長が務める。

### (オブザーバー)

第10条 事務局にオブザーバーを置くことができる。

## 第3章 雑則

### (規則の改廃)

第11条 この規則の改廃については、理事会の議決を経なければならない。

## 附則

- 1 この規則は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この規則は、令和5年4月1日に改定・施行する。

## 事務局組織図

### 総務部

- 1、財務、会計、事務全般と理事会事務局を所管
- 2、事務局運営における総合調整
- 3、人事と労務
- 4、当会運営の既定作成
- 5、その他

### 事業部

- 1、千葉県盲ろう者支援センターを置く
- 2、千葉県からの委託事業運営
  - ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
  - ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会
  - ・通訳・介助員現任研修会
  - ・盲ろう者向け生活訓練
  - ・相談支援事業
- 3、当会自主事業運営
  - ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
  - ・盲ろう者向け生活訓練

※千葉県盲ろう者支援センター運営規程あり